

## 江差町「新生活様式」対応支援助成金 申請要領

- 1 申請期間 令和2年8月17日（月）  
～令和2年12月29日（火）  
※短縮・延長する場合があります。
- 2 受付時間 午前9時～午後5時
- 3 申請受付窓口 江差町役場 産業振興課（2階）
- 4 申請書類
  - (1) 江差町「新生活様式」対応支援助成金交付申請書  
（様式第1号）
  - (2) 添付書類（事業内容に応じて添付）
    - ・改修等の工事の内容が確認できる図面等及び整備する機器の仕様が確認できるカタログ等
    - ・改修等の工事、機器整備やシステム導入に係る見積書等の事業費が確認できる書類
- 5 留意事項
  - (1) 対象外経費について

以下の経費は対象外となります。

    - ・助成対象経費に係る消費税及び地方消費税  
※消費税込みの事業費に対し、助成の割合が10分の9又は10分の7となるように助成率を調整しています。
    - ・公租公課
    - ・リース取引によるリース料
    - ・既存設備の撤去・廃棄に係る経費
    - ・設備、機器の修理・修繕に係る経費
    - ・サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
    - ・設備、備品、システム等に係る維持管理経費（保守費用、光熱水費、燃料費、通信運搬費など）

- ・各種保証・保険料
- ・トイレ改修に伴う下水道接続に係る受益者負担金
- ・その他、町長が適当でないと認める経費

## (2) 事業実施期間

実施期間は令和2年4月1日～令和3年1月31日です。期間外の事業、経費は対象外となります。

## (3) 実績報告

事業完了後30日を経過する日又は令和3年2月12日のいずれか早い日までに行う必要があります。

実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ・改修等の工事の内容、整備した機器、購入した備品等が確認できる写真
- ・改修等の工事費の内訳が確認できる明細書
- ・助成対象経費に係る領収書又は支払いをしたことが確認できる書類等の写し（購入した品目等が確認できるものに限ります。）